

平成23年7月15日
経済産業省
資源エネルギー庁

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 の平成22年度の施行状況について

電気事業者に一定量以上の新エネルギー等による電気の利用を義務付ける「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号。以下「RPS法」という。）により、電気事業者は、毎年6月1日までに、前年度の義務履行状況を届け出ることとなっています。

今般、この届出に基づき、平成22年度の義務履行状況を取りまとめたので、設備認定状況及びRPS法の施行状況について公表します。

1. 義務履行状況

平成22年度は、義務対象者である電気事業者53社（一般電気事業者10社、特定電気事業者5社、特定規模電気事業者38社）に、総量110億1469万7千kWhの新エネルギー等電気を利用する義務が課されました。

義務対象者である電気事業者から平成22年度の義務履行状況の届出があり、1社を除き、義務対象者の届出量は義務量以上でした。

なお、義務を履行できなかった電気事業者（1社）は、本年6月に電気事業を廃止しております。

電気事業者23社と発電事業者12社が平成23年度へバンキング^{※1}を行っており、バンキングの総量は41億7369万kWh（電気事業者：40億9719万6千kWh、発電事業者：7649万4千kWh）でした。

※1 「バンキング」とは、当該年度の義務量以上に新エネルギー等からの電気を供給した場合、義務超過量を次年度の義務履行に充てるために持ち越すこと及び新エネルギー等発電事業者が次年度まで新エネルギー等電気相当量を持ち越すこと。

2. 新エネルギー等発電設備による新エネルギー等電気供給総量

平成22年度に新エネルギー等発電設備から電気事業者に供給された新エネルギー等電気の総量は、102億4590万7844kWh（前年度：88億7,316万2,050kWh）でした。

このうち、義務履行に充てられない特定太陽光電気^{※2}は、13億3,689万3,027kWhでした。

新エネルギー等電気供給総量（単位:kWh）

発電形態	新エネ等電気供給量
風力発電	4,143,413,522
水力発電	989,079,899
太陽光発電	16,615,435
バイオマス発電	3,744,516,697
地熱発電	10,535,868
複合型発電	4,853,396
計	8,909,014,817
特定太陽光発電	1,336,893,027
合計	10,245,907,844

（参考）平成21年度から平成22年度へのバンキング量 64億573万1千kWh

※2 特定太陽光電気とは、太陽光発電設備による新エネルギー等電気のうち、「太陽光発電の余剰電力買取制度」により電気事業者に買取義務のある電気であり、RPS法の義務履行に充当できないもの。

3. 新エネルギー等発電設備の認定状況

平成22年度においてRPS法第9条に基づき認定を受けた新エネルギー等発電設備は、設備数20万2455件、設備容量111万7637kWでした。

これにより、平成21年度末現在の新エネルギー等発電設備認定件数の累計は、72万587件、設備容量の累計は759万4949kW（前年度末現在：648万6158kW）となりました。

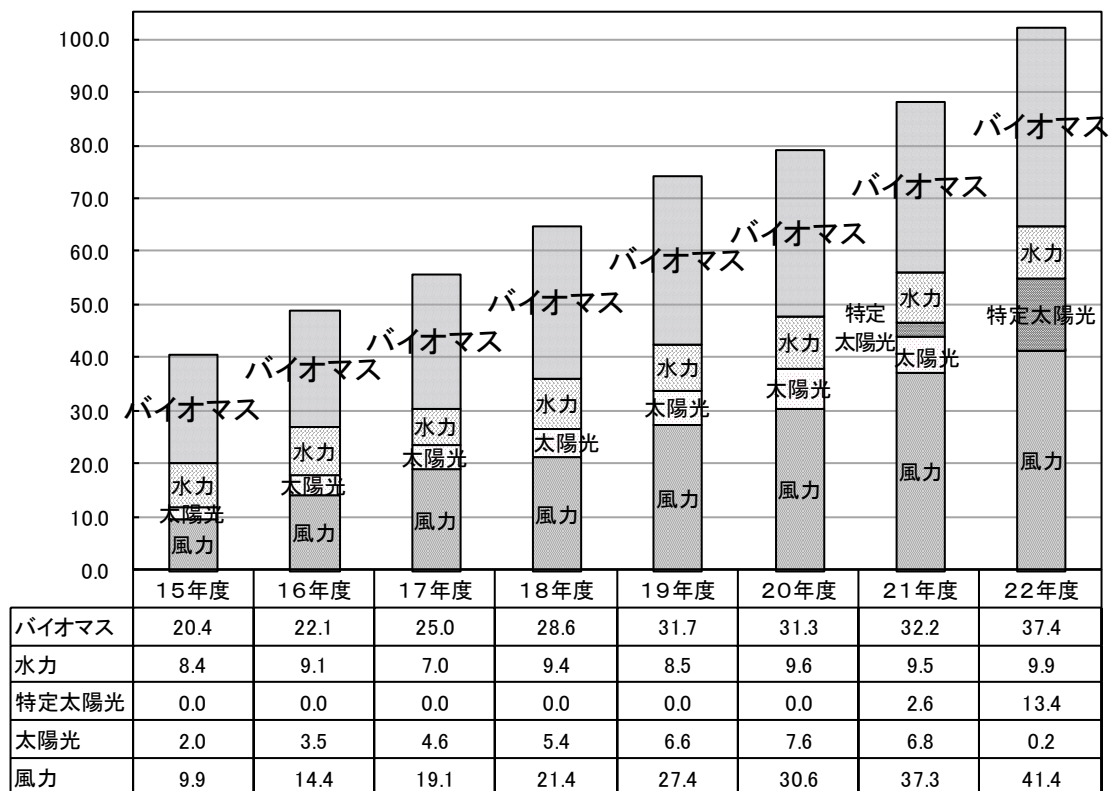
平成22年度 新エネ等発電設備認定状況（平成22年度末現在）

発電形態	設備数（件）			設備容量（kW）		
	認定	廃止	H22年度末	認定	廃止	H22年度末
風力発電	16	2	389	138,478	1,130	2,451,676
太陽光発電	33	2	114	31,651	6	49,732
水力発電	23	2	498	5,385	1,130	207,708
バイオマス発電	14	0	364	126,225	0	2,141,106
地熱発電	0	0	1	0	0	2,000
複合型発電	4	3	33	294	39	14,324
計	90	9	1,399	302,033	2,305	4,866,546
特定太陽光発電	202,365	1,825	719,188	815,604	6,541	2,728,403
合計	202,455	1,834	720,587	1,117,637	8,846	7,594,949

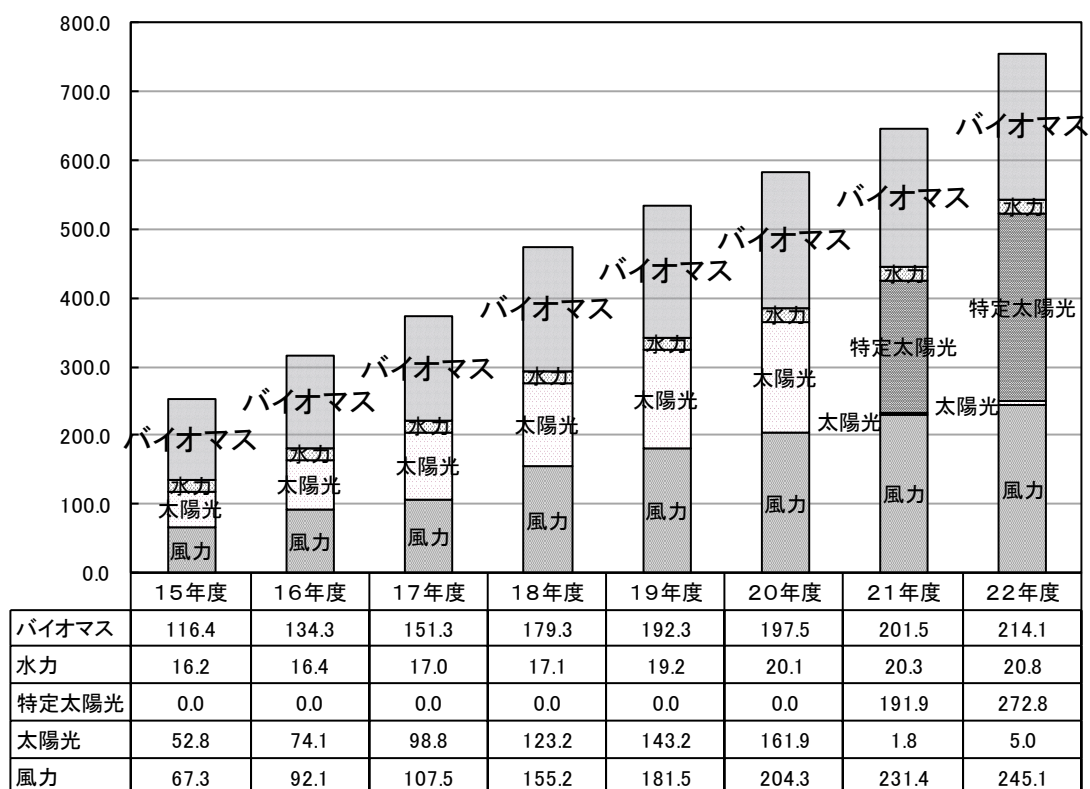
（備考）①バイオマス発電設備の設備容量は、各設備の容量にバイオマス熱量比率を乗じたもの。

②特定太陽光発電は、太陽光発電のうち、「太陽光発電の余剰電力買取制度」により買取対象となった設備を新たな発電形態として区分したものである。

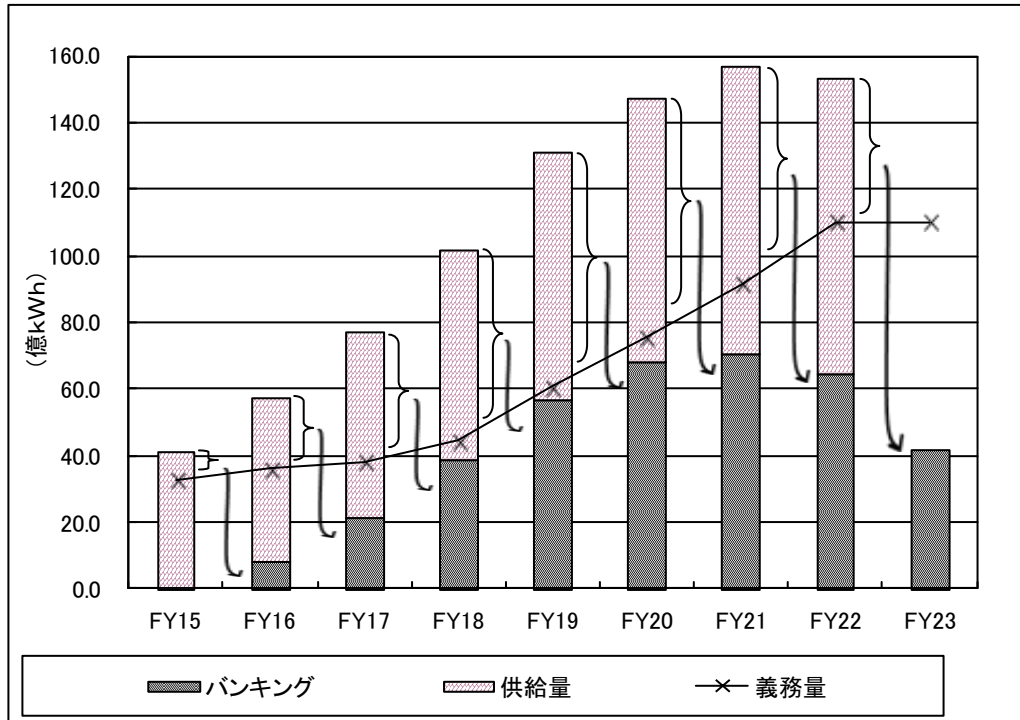
新エネ等電気供給総量の推移（億 kWh）



新エネ等発電設備の設備容量の推移（万 kW）



RPS法の義務量と新エネ等電気供給実績



* 当該年度の義務量以上に新エネルギー等からの電気を供給（利用）した場合、超過量を次年度まで持ち越すことが可能。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー対策課 新エネルギー等電気利用推進室

担当者：安田、渡部、山王

電話：03-3501-1511 (内線 4561)

03-3580-3023 (直通)